

回復期リハビリ病棟の適応に関する検討

藤沢恵美¹⁾、田島美佐子¹⁾、中島崇暁¹⁾、風晴俊之¹⁾、美原盤²⁾

1)脳血管研究所美原記念病院 リハビリテーション科

2)脳血管研究所美原記念病院 神経内科

【はじめに】

回復期リハビリテーション(リハビリ)病棟は集中的にリハビリが行われ、ADL能力の向上により家庭復帰することを促進している。回復期リハビリ病棟は、疾患により入院制限が設けられており、ADLの改善に関わらず、対象疾患に当てはまれば、入院が可能となる。また、リハビリ充実加算は、6単位以上算定することを要件としており、改善が見込めない患者であっても多くのリハビリが提供されやすい。今回、脳卒中患者の意識障害を呈した患者のADL能力変化と、片麻痺患者が歩行自立するまでの期間について調査し、回復期リハビリ病棟の適応について検討した。

【対象・方法】

- 1.平成21年4月から平成25年10月までに急性期病棟に入院し、意識障害を呈しその後回復期リハビリ病棟に転棟した脳梗塞患者357名を対象とし、Functional Independence Measure(FIM)を調査した。
- 2.平成22年4月から平成25年3月までに回復期リハビリ病棟に入院した脳卒中初発の片麻痺患者で回復期リハビリ病棟入棟時病棟内歩行になんらかの介助を要し、退院までに歩行が自立に至った患者268名を対象に、歩行自立までの日数を調査した。

【結果】

- 1.回復期リハビリ病棟入棟時にⅡ桁以上の意識障害が残存していた患者は、FIMの改善が低かった。
- 2.麻痺が重度であるほど自立する患者は少なかった。また回復期リハビリ病棟入棟から90日以内に自立する患者が8割を占めていた。

【考察】

脳卒中は、重症度、後遺症は人により様々である。回復期リハビリ病棟の入院期間は、疾患に応じて定められており、重症度は加味されない。回復期リハビリ病棟は、ADL能力向上や在宅復帰が見込まれない患者は対象疾患であっても、適応とは言い難い。急性期病棟からの転帰は、患者の後遺症の状態に応じた病棟に適切に選択され、入院期間についても詳細に決定されることが望ましい。